

別記第3号様式（第6条関係）

（あて先）石狩市長

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 石狩市移住支援金交付事業及び北海道U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び石狩市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、石狩市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に石狩市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 石狩市移住支援金交付要綱第4条第1項第2号アにおいて、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 北海道が道交付要綱に従い実施する地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に石狩市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 住所・連絡先に変更があった場合、変更内容について石狩市に提出することに同意します。
また、石狩市が私の居住・就業状況について関係部局に照会し、支援金交付の可否及び返還請求の根拠とすることに同意します。

上記の内容につき、確認・同意いたします。

記入日 _____ 年 月 日

氏 名 _____ 印

住所・連絡先変更には、下記いずれかの方法にてお知らせください。

- ・電話番号 (0133) 72-3166
- ・メールアドレス syoukour@city.ishikari.hokkaido.jp
- ・郵送先 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市企画経済部商工労働観光課